

日本銀行の統計に関する基本的な考え方

「統計の作成・公表、整備に関する基本的な考え方」 と当面の統計整備の課題

1. はじめに

日本銀行では、金融経済実態の把握を目的として各種のデータを収集のうえ作成・公表している統計や、日々の取引をもとに作成・公表している統計など、さまざまな統計を取り扱っています。こうした統計の作成・公表や整備に当たっては、2002年8月に公表した「金融経済統計のさらなる改善に向けて - 日本銀行の基本的考え方と最近の取組み - 」(日本銀行[2002])等のなかで提示した基本的な考え方に沿って、さまざまな取組みを行っています¹。

この間、わが国では、2007年5月に統計法(昭和22年法律第18号。以下、「旧統計法」)が60年振りに全面改正され、本年4月からは新しい統計法(平成19年法律第53号。以下、「新統計法」)が施行されることになっています。新統計法では、「公的統計は、国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報」との考え方の下、わが国の統計を体系的かつ効率的に整備することが明記されています。また、日本銀行が作成・公表している統計(以下、「日本銀行統計」)は、旧統計法の下では一部のみがその対象とされていましたが²、新統計法の下では、すべて公的統計と位置付けられ、新統計法の基本理念を満たすことが求められています³。

¹ 日本銀行では、2003年に統計点検を実施し、「統計点検の結果について」(日本銀行[2003])を公表しており、そのなかで「統計の作成・公表に関する基本方針」を整理していますが、内容的には「金融経済統計のさらなる改善に向けて - 日本銀行の基本的考え方と最近の取組み - 」(日本銀行[2002])に沿ったものとなっています。

² 旧統計法では、短観、企業物価指数、企業向けサービス価格指数を作成するための3つの統計調査のみが対象となっていました。

³ 新統計法では、その基本理念を次のように述べています。

第3条 公的統計は、行政機関等における相互の協力及び適切な役割分担の下に、体系的に整備されなければならない。

2 公的統計は、適切かつ合理的な方法により、かつ、中立性及び信頼性が確保されるように作成されなければならない。

3 公的統計は、広く国民が容易に入手し、効果的に利用できるものとして提供されなければならない。

4 公的統計の作成に用いられた個人又は法人その他の団体に関する秘密は、保護されなければならない。

政府では、本年 3 月、公的統計の整備に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを企図して、「公的統計の整備に関する基本的な計画」(以下、「基本計画」)を閣議決定しています。基本計画では、公的統計のあるべき姿や調査環境の悪化、リソース制約など公的統計が直面する数々の課題とそれに対して講ずべき施策が、具体的に取りまとめられています。

このように、新統計法の下で、日本銀行が作成・公表する統計がすべて公的統計と位置付けられたこと、政府が基本計画において公的統計を巡る諸問題・課題とそれに対する施策について具体的に取りまとめたこと等を踏まえて、日本銀行では、統計の作成・公表、整備に関する基本的な考え方を改めて整理し直し、公表することとしました。

以下では、最近の日本銀行の取り組みなどを交えながら、「統計の作成・公表、整備に関する基本的な考え方」についてやや詳しく説明するとともに、当面の統計整備の課題について紹介します。

2. 統計の作成・公表、整備に関する基本的な考え方(別紙 1 参照)

今回の「統計の作成・公表、整備に関する基本的な考え方」(以下、「基本的な考え方」)は、2002 年 8 月に公表した「金融経済統計のさらなる改善に向けて - 日本銀行の基本的考え方と最近の取り組み - 」等に概ね沿ったものですが、新統計法に新たに明記された「公的統計の体系的整備」と「統計データの二次利用」の趣旨を踏まえて、改めて整理し直しています。また、政府の基本計画で取り上げられている「民間事業者の活用」についての考え方も新たに加えています。

以下では、(1)正確・的確な統計の提供、(2)統計ユーザーの利便性向上、(3)透明性の向上、(4)報告者負担の軽減、調査協力に向けた報告者への丁寧な説明、(5)機密管理の徹底、(6)統計作成事務の合理化・効率化の推進、(7)行政機関等との相互の協力および適切な役割分担の 7 つのカテゴリーに分けて、具体的に説明します。

なお、これら 7 つの方針については、特定の方針に偏りすぎると、他の方針と相反するケースも出てくると思われるますが、日本銀行としては、これらの方針をバランス良く達成できるよう、統計の整備に取り組んでいきたいと考えています。

(1) 正確・的確な統計の提供

[金融経済構造の変化に対応した正確・的確な統計を提供する]

近年、金融経済構造が大きく変化していますが、こうした下で、統計は金融経済の実態を正確・的確に捉えることが求められています。このため、日本銀行では、定期的に統計を見直し、金融経済構造を正確・的確に反映した統計を提供するように心掛けています。

日本銀行統計のうち、短観については母集団情報として利用している「事業所・企業統計」の結果が公表されるのに合わせて標本設計を見直しているほか、物価統計も基準年の改定を行う5年毎に、品目の入れ替え、ウェイトの変更のほか、価格調査方法や品質調整方法の改善など、さまざまな見直しを行っています。また、企業物価指数では、ウェイトの変化に素早く対応できる「連鎖指数」を参考指数として公表しています。

こうした定期的な見直しのほかに、金融経済構造の変化に伴い適宜のタイミングで統計の見直しを行うこともあります。資金循環統計や国際収支統計ではその依拠する基準（国民経済計算体系、IMF 金融統計マニュアル、IMF 国際収支統計マニュアル）が改訂・刊行されるタイミングで、統計の大幅な見直しを行っています⁴。さらに最近では、2007年10月から実施された郵政民営化や金融商品の多様化等の金融を巡る変化に対応するため、2008年6月にマネーサプライ統計の指標を見直し、名称をマネーストック統計へと変更しました（別紙2参照）⁵。

[統計学的見地から統計を改善する]

金融経済構造の変化への対応と同時に、統計学的見地から統計の改善を進めていくことも統計の信頼性を高める上で重要な課題であると考えています。一言で統計学的見地といっても、標本理論、欠測値補完、品質調整法、季節調整法など幅広い領域がありますが、日本銀行では、統計の見直しに当たって、最新の研究成果を適切に反映させるよう心掛けています。

最近では、日本銀行で（物価指数の品質調整方法の一つである）ヘドニック法に関する研究会を開催し、理論と実務の両面から研究を進めました。また、その成果を踏まえて、2005年基準の企業物価指数から、新たに複写機に関してヘドニック法を適用することとしました⁶。

⁴ 資金循環統計は、依拠する基準の変更に伴う見直しのほかに、毎年3月に、計数の推計方法の見直しを含めた遡及改定を実施しています。また国際収支統計も、必要に応じて、部分的な見直しを実施しています（別紙2参照）。

⁵ 詳細は日本銀行調査統計局[2008a]参照。

⁶ 詳細は日本銀行調査統計局[2007]参照。

(2) 統計ユーザーの利便性向上

[統計をできるだけ早く公表する]

統計ユーザーからは、金融経済の実態をいち早く把握するために、統計をできるだけ早く作成・公表して欲しいという強い要請があります。このため、日本銀行では、統計の性格や特性を勘案しながら、できるだけ早く作成・公表するように心掛けています。

多くの統計では、作成事務を時間単位できめ細かく管理すること、公表資料の掲載内容を集計結果等に限定すること⁷、公表前に分析や行内説明を行わないこと等により公表までの時間を短縮しており、原則として、集計作業を完了した翌営業日には公表することにしています。例えば、マネースtock統計や貸出・資金吸収動向は、翌月第4営業日夕方に金融機関等から報告されるデータを同第5営業日にかけて審査・集計し、同第6営業日午前8時50分に公表することにしています。

なお、日本銀行では、従来より公表早期化に向けて取り組んでいますが、最近では、2008年11月に財務省と協力して国際収支統計の公表日を2営業日前倒ししたほか、2009年4月には、関係決済機関等の協力も得て、決済動向の公表日を7営業日前倒しする予定です。

[統計の提供方法の改善を図る]

日本銀行では、インターネットのホームページをはじめ、さまざまな媒体を通じて統計を提供していますが、提供方法については、ユーザーの利便性向上に向けて改善を図るように努めています。2008年12月には、ホームページにおける時系列統計データの提供方法を見直し、「時系列統計データ検索サイト」の運用を開始しました。これに伴い、ユーザーは、必要な統計データを選んだうえで、期種や抽出期間を指定してダウンロードできるようになりました。

統計書に対するニーズは、インターネット・ホームページの充実に伴い、従来に比べかなり後退しましたが、一部のユーザーからは、引き続き根強いニーズが寄せられています。こうしたユーザーのニーズを踏まえ、統計書については、発行頻度を引き下げるとともに、掲載内容を充実するように工夫を重ねています（別紙2参照〈再掲〉）。

[統計の解説資料等の充実を図る]

統計ユーザーが統計を正しく利用するためには、統計の定義、作成方法や利用上の留意点等を十分に理解しておく必要があります。このため、日本銀行で

⁷ 公表資料には、原則として、集計結果（機械的に算出される前年比や寄与度等を含む）以外のコメント等は掲載しないことにしています。

は、統計に関する各種の解説資料をホームページや統計書に掲載して、統計の定義、調査票の雛型、作成方法（集計・推計方法を含む）等を詳細に開示するように努めています。また、ユーザーからの照会が多い統計については、詳細な解説資料とは別に、ホームページにFAQ（「よくある質問と回答」）コーナーを設け、より分かりやすい解説をするように心掛けています。今後も、日本銀行では、こうした解説の充実を図っていきたいと考えています。

[統計に関する照会には速やかに回答する]

統計のユーザーは専門家から一般の方々まで多岐にわたりますが、日本銀行では、「統計照会窓口」を設置して⁸、ご質問やご意見を一元的に受け付ける体制を整えています。統計照会窓口では、ご質問に速やかに回答するように心掛けているほか、お寄せ頂いたご意見は、統計作成部署に伝え、より良い統計の作成に活かすようにしています。

[業務遂行上の必要から収集しているデータの集計値は、報告者の理解が得られないなどの場合を除き、原則として公表する]

日本銀行が収集しているデータの中には、短観や物価統計のように統計を作成・公表する目的で収集しているデータのほかに、金融市場や金融システムの動向などを把握するという業務遂行上の必要から継続的に収集しているデータがあります。日本銀行では、後者についても、報告者の理解が得られるか、社会的なニーズが強いのか、計数の正確性・信頼性をどの程度確保できるか、などの点を勘案し、公表することが適当と考えられる場合は、原則としてその集計値を公表することにしています。

[業務遂行過程で生成されるデータのうちユーザーにとって有益とみられるものは、できるだけ公表する]

日本銀行には、上記のように外部から収集するデータのほかに、発行銀行券や決済関連計数など金融機関等との取引の過程で生成されるデータがあります。こうした業務の遂行過程で生成されるデータのうち、ユーザーにとって有益とみられるものについては、できるだけ公表することにしています。

日本銀行では、こうした観点から「日本銀行の対政府取引」(2004年5月)、「オペレーション(毎営業日)」(2004年5月)の公表を開始しました(別紙2参照<再掲>)。

⁸ 統計照会窓口：情報サービス局広聴・図書担当
月～金（除く祝日、12月31日～1月3日）8:50～17:00
電話：03-3279-1111（内線4628、4639） e-mail：prdmail@boj.or.jp

[業務の遂行に支障のない範囲内において、統計データの二次利用の要望に対応する]

新統計法では、報告者の秘密を保護しつつ、統計データの利用促進を図る方向で、統計データの二次利用（本来の目的である「統計作成」以外に調査票情報を利用すること）に関する規定が整備されています（第32条～第38条）⁹。

統計データの二次利用については、研究者を中心に従来から強いニーズが寄せられている一方で、統計作成者としては、調査票に記載されている報告者の機密情報をしっかりと秘匿することが可能か、統計整備案件を多く抱える中で、二次利用の要望に対応するための人員をどのように捻出するか、などの大きな課題を解決する必要があります。日本銀行では、慎重に検討を重ねた結果、業務の遂行に支障のない範囲内において、学術研究や高等教育の発展を目的とした、統計データの二次利用の要望に対応することとしました。具体的には、2009年度から短観について「委託による統計の作成（オーダーメイド集計）」の受付を開始することにしました（3．当面の統計整備の課題で詳述）¹⁰。

（3）透明性の向上

[公表方法に関するルールを公表する]

日本銀行では、公表方法に関するルールを、「統計の公表方法および内容・見直し等に関する情報提供の基本原則」（日本銀行[2002]の別添2）において公表しました。

具体的には、統計を公表する媒体については、日本銀行のホームページを基本と考えています¹¹。これは、速報性の面で優れていることや多くのユーザーがアクセスしやすい点を考慮したものです。また、実際の公表作業に関しては、市場に影響を及ぼす可能性のある統計の公表は、（金融市場が開く前である）午前8時50分としているほか、統計公表に当たっては、政策的な解釈や判断を加えないこととしています。これらは、統計公表の目的があくまで国民が意思決定を行うための基盤となる情報を提供することにあると考えているためです。さらに、統計の公表日時は、ホームページにおいて事前に公表す

⁹ 新統計法では、二次利用の対象となる統計データを「統計調査によって集められた調査票情報等」と定義しており、日本銀行統計で二次利用の対象となるのは、短観、企業物価統計、企業向けサービス価格指数を作成するための3つの統計調査です。

¹⁰ オーダーメイド集計について定めた新統計法第34条は、「…業務の遂行に支障のない範囲内において、学術研究の発展に資すると認める場合その他の総務省令で定める場合には、…一般からの委託に応じ、その行った統計調査に係る調査票情報を利用して、統計の作成等を行うことができる」としています。

¹¹ 日本銀行ホームページの「ホーム>政策・業務別>統計」
<http://www.boj.or.jp/theme/stat/index.htm>

ることにしており、現在は、3 か月毎に先行き 6 か月分の統計公表日程を公表しています。

[統計に訂正がある場合は、速やかに公表する]

統計については、公表後、何らかの事情で訂正が必要となる場合があります。その原因は、速報と確報の相違もあれば、報告者の誤報告や報告遅延、統計作成者のミスなど、さまざまなケースが考えられます。日本銀行では、過誤に起因する訂正を減らす努力を続ける一方、もし統計を訂正しなければならない場合には、その内容をホームページにおいて速やかに公表することとしています。

[統計の大幅な見直しについては、外部の意見を幅広く聴取する]

統計の大幅な見直しについては、その内容を事前に公表し、ユーザーや報告者のご意見・ご要望を幅広く聞かせて頂いています。実際には、さまざまな事情から、お寄せ頂いたご意見・ご要望すべてを取り入れることは困難な場合が多いのですが、そうしたご意見・ご要望やそれに対する日本銀行の考え方を紹介することにより、検討過程の透明性を高めるよう工夫しています。

(4) 報告者負担の軽減、調査協力に向けた報告者への丁寧な説明

[報告者負担の軽減を図る]

日本銀行では、ニーズが乏しくなった統計の作成中止や調査項目の廃止等により、報告者負担の軽減に取り組んでいます。また、データの精度等からみて代替可能な場合には、統計作成に用いるデータを「報告者による報告」から「市販されているデータ」に切り替えることも進めています。実際に、企業物価指数や企業向けサービス価格指数では、このところ、調査価格として、他機関統計や外部データベースを採用する事例を増やしており、これにより報告者負担の軽減を実現しています¹²。

[調査協力に向けて報告者に丁寧に説明する]

統計が求められる精度を確保するためには、報告者による調査への協力姿勢と報告すべき項目の定義等に関する正しい理解が必要不可欠です。

日本銀行では、報告者に対して、統計の作成目的、機密管理体制（後述）などを説明し、調査への協力を要請しています。また、詳細な回答要領を送付す

¹² 物価指数では、調査対象商品がモデルチェンジをした場合などに品質調整を行います。その際モデルチェンジによる品質の変化に関する情報（例えば、機能向上に要したコスト情報）が必要となりますが、ヘドニック法は他の調整方法とは異なり、報告者から追加的な情報提供を受ける必要がありません。企業物価指数において、品質調整方法としてヘドニック法を採用しているのは、指数精度の向上を図る目的のほか、調査先企業の報告者負担を軽減することも念頭に置いた対応です。

るとともに、統計の内容や報告データの定義、提供を受けたデータの集計方法等について丁寧に説明を行うことにより、正しい計数を報告してもらえよう努めています。近年、企業では、情報管理意識が高まっているほか、業務の一段の合理化が進められていますが、これまで以上に丁寧な説明を心掛けることで、今後とも調査に協力して頂けるように努めたいと考えています。

(5) 機密管理の徹底

[公表前の調査結果や個別調査先の計数等の機密情報を厳格に管理する]

統計作成プロセス全般にわたる厳格な機密管理は、統計の信頼性確保や不正利用の防止といった観点から、きわめて重要な課題であると考えています。このため、日本銀行では、統計作成者の特定、作業エリアへの部外者の立入制限、統計データに対する体系的なアクセス制限等により、機密情報（公表前の調査結果、個別調査先の計数等）を厳格に管理しています。

例えば、最も厳格な管理を行っている短観については、作業エリアを明確に定め、建物の入口、部屋の入口、部屋の中での鍵付き衝立（囲み）と三重の立入制限を設けており、統計作成部署の職員でも短観関係者以外が立ち入ることはできない体制になっています。また、公表データについては、体系的なアクセス制限を掛けており、公表当日早朝まで誰も知り得ない仕組みとしています。しかも、公表前に公表データを知り得るのは、短観担当職員の中でも公表作業に携わることがごく一部の者に限定しています。なお、総裁など役員への報告は、統計公表後に実施しています。

(6) 統計作成事務の合理化・効率化の推進

[既存の統計や調査項目について、ニーズが乏しくなったものは作成を中止する]

限られた人員、予算制約の下で、統計を作成・公表し、その精度を維持・向上するためには、統計作成・公表事務の合理化・効率化を推進することが不可欠です。このため、日本銀行では、相対的にニーズが乏しくなった統計の作成中止や調査項目の廃止に取り組んでおり、「金融経済統計のさらなる改善に向けて - 日本銀行の基本的考え方と最近の取組み - 」(日本銀行[2002])を公表した2002年8月以降、12統計の作成を中止しています(別紙3参照)。

[統計の信頼性を確保しつつ、民間事業者を活用する]

統計要員の確保が困難な状況の下では、統計の精度維持、報告者の秘密の保護など統計の信頼性の確保を念頭に置きつつ、民間事業者を活用することが重要な課題となっています。現在、日本銀行では、統計精度に直接的に関わるような統計の企画事務、審査事務には民間事業者を活用していませんが、それ以

外の事務では、例えば短観では電話による調査票への回答協力依頼やデータの打鍵入力に、国際収支統計では個別の報告書の入力に、民間事業者を活用しています。また、物価統計のヘドニック推計に当たっては、外部の人材を短期間雇用することも行っています。今後も、統計の信頼性を確保しつつ、民間事業者をさらに活用できる余地はないか、慎重に検討を重ねていきたいと考えています。

(7) 行政機関等との相互の協力および適切な役割分担

[統計の整備に当たっては、わが国の統計の体系的な整備を意識して行う]

新統計法では、「公的統計は、行政機関等における相互の協力及び適切な役割分担の下に、体系的に整備されなければならない」(第3条)と明記されています。このため、日本銀行では、公的統計である日本銀行統計について、これまで以上にわが国の統計の体系的な整備を意識していく必要があると考えています。とくに、国民経済計算の算出に利用されている物価統計や資金循環統計については、内閣府をはじめとする関係府省としっかりと意見交換することを通じて、国民経済計算の精度向上に貢献できるように心掛けていきたいと考えています。

3. 当面の統計整備の課題

日本銀行では、以前より統計の整備に積極的に取り組んできましたが¹³、「金融経済統計のさらなる改善に向けて - 日本銀行の基本的考え方と最近の取組み - 」(日本銀行[2002])を公表した2002年8月以降でも、主要な統計についてはすべて大幅な見直しを実施しています(別紙2参照<再掲>)。こうした統計の整備には、ユーザーニーズの把握、報告者からの協力取り付け、関係諸機関との調整、統計作成・公表システムの構築など、さまざまな準備が必要となるため、数年前から準備作業に入ることも少なくありません。

日本銀行では、中長期的な観点から、統計整備案件を洗い出すとともに、その実現に向けての準備作業に取り掛かっていますが、以下では、主要な6つの課題について簡単に紹介します。

(1) 資金循環統計の2008SNA準拠への移行

2009年2月の国連統計委員会において、国民経済計算の国際的な基準を取りまとめた「2008年基準国民経済計算体系」(System of National Accounts

¹³ これまでの日本銀行による統計整備の詳細については、別紙2のほか、日本銀行調査統計局[1999]、日本銀行[2002]、日本銀行の各年の業務概況書等をご参照ください。

2008<以下 2008SNA>)が最終的に採択され、対外公表されたことに伴い、わが国の国民経済計算も 2008 SNA に移行する見込みです。これを踏まえて、国民経済計算体系の一部である資金循環統計についても、現行の 1993SNA 準拠から 2008SNA 準拠へ移行する方針です。

2008SNA において取り上げられた課題は、資金循環統計に係る金融面に限っても論点が多岐に亘るほか、雇用者の年金制度、公的企業と政府との間の移転など技術的な内容も数多く含まれています。日本銀行では、内閣府と意見交換しながら、これらの課題について、資金循環統計に適用するべきか否か個別に検討していく予定です。

(2) 国際収支統計の BPM6 準拠への移行

2008 年 11 月の IMF 国際収支統計委員会において、国際収支統計の計上原則を取りまとめた「国際収支統計マニュアル第 6 版」(Balance of Payments and International Investment Position Manual, 6th edition <以下 BPM6>)が了承され、対外公表されたことに伴い、わが国の国際収支統計も BPM6 に準拠すべく検討することとなりました。BPM6 において取り上げられた課題は、残高(国際投資ポジション)の重視、SNA との整合性強化、グローバル化・新しい取引実態の把握などを念頭に、技術的な内容も含め、多岐に亘ります。日本銀行では、財務省と共同でこれらの課題への対応方針を検討していく方針です。

(3) 短観オンライン収集の導入

近年、報告者負担の軽減を要望する声が一段と強まっています。また、報告データの機密管理についてもより万全を期す必要があります。

こうした調査環境の変化を踏まえ、短観については、2011 年を目途に、現行の郵送による方法に加えて、オンラインによるデータ収集を開始する予定です。

(4) 統計データの二次利用

前述のとおり、日本銀行では、2009 年度から短観について「学術研究や高等教育の発展を目的とした、委託による統計の作成(オーダーメイド集計)」の受付を開始することにしました。もっとも、短観については、報告者の機密情報の秘匿に細心の注意を要するうえ、現在、多くの統計整備案件を抱えていることなどもあって、初年度は業務の遂行に支障のない範囲で限定的に対応していく方針です。受付期間や受付できる(あるいは、できない)集計の範囲など、オーダーメイド集計に関する詳しい内容については、4 月以降、改めてお知らせします。

(5) 企業向けサービス価格指数の2005年基準改定¹⁴

2009年末頃を目途に、企業向けサービス価格指数を現行の2000年基準から2005年基準に改定します。この改定では、企業向けサービスの多様化の実態を踏まえて、インターネット付随サービスやホテル宿泊サービス等を新たに品目として採用するほか、機械修理や労働者派遣サービス等で品目分割を行います。また、統計精度の向上（具体的には、調査サンプルの積み増し・入れ替え、携帯電話や有料道路等でのモデル価格の拡充・精緻化¹⁵、官庁等の競争入札価格の取り込み、品質調整方法の改善等、を実施予定）や、参考指数の拡充（リース料率の追加）等に取り組む方針です。加えて、国民経済計算のデフレーター・ニーズにも配慮したいと考えています。

(6) 経済センサスへの対応

現在、総務省および経済産業省では、全ての産業分野における事業所・企業の活動実態を把握するための統計調査である「経済センサス」(2009年度に「基礎調査」、2011年度に「活動調査」を実施する予定)の導入に向けて準備を進めています。

これを受けて短観では、母集団情報をこれまでの「事業所・企業統計」から「経済センサス」に変更することとなります。また、企業向けサービス価格指数では、指数のウェイト計算の算定根拠となっている「産業連関表」が大きく変更される可能性があります。「経済センサス」の導入に伴い、日本銀行統計もさまざまな影響を受けることとなりますが、各統計の作成方法を幅広い観点から見直していく方針です。

4. おわりに

今後とも、わが国の金融経済構造は大きく変化し、情報通信技術もさらに向上するものとみられますが、こうした中で、日本銀行統計についても取り組むべき整備案件は引き続きかなりあると考えています。

日本銀行では、既に述べた「基本的な考え方」に沿って、統計の整備に取り組んでいく方針ですが、こうした整備を行っていく際には、内外の幅広い統計ユーザー、他機関の統計作成者、研究者との一層緊密かつ率直な意見交換を通じて、より良い統計を実現できるように心掛けたいと考えています。

以 上

¹⁴ 詳細は日本銀行調査統計局[2008b]参照。

¹⁵ 携帯電話に関しては消費者物価指数での実績を含む最新の成果を活用する予定です。

統計の作成・公表、整備に関する基本的な考え方

(1) 正確・的確な統計の提供

- 金融経済構造の変化に対応した正確・的確な統計を提供する。
- 統計学的見地から統計を改善する。

(2) 統計ユーザーの利便性向上

- 統計をできるだけ早く公表する。
- 統計の提供方法の改善を図る。
- 統計の解説資料等の充実を図る。
- 統計に関する照会には速やかに回答する。
- 業務遂行上の必要から収集しているデータの集計値は、報告者の理解が得られないなどの場合を除き、原則として公表する。
- 業務遂行過程で生成されるデータのうちユーザーにとって有益とみられるものは、できるだけ公表する。
- 業務の遂行に支障のない範囲内において、統計データの二次利用の要望に対応する。

(3) 透明性の向上

- 公表方法に関するルールを公表する。
 - 統計を公表する媒体は日本銀行のホームページを基本とする。
 - 市場に影響を及ぼす可能性のある統計の公表は、午前8時50分とする。
 - 公表に当たっては、政策的な解釈や判断を加えない。
 - 統計の公表日時は、ホームページにおいて事前に公表する。
- 統計に訂正がある場合は、速やかに公表する。
- 統計の大幅な見直しについては、外部の意見を幅広く聴取する。

(4) 報告者負担の軽減、調査協力に向けた報告者への丁寧な説明

- 報告者負担の軽減を図る。
- 調査協力に向けて報告者に丁寧に説明する。

(5) 機密管理の徹底

- 公表前の調査結果や個別調査先の計数等の機密情報を厳格に管理する。

(6) 統計作成事務の合理化・効率化の推進

- 既存の統計や調査項目について、ニーズが乏しくなったものは作成を中止する。
- 統計の信頼性を確保しつつ、民間事業者を活用する。

(7) 行政機関等との相互の協力および適切な役割分担

- 統計の整備に当たっては、わが国の統計の体系的な整備を意識して行う。

最近数年間における日本銀行の統計の整備案件（主な事例）¹⁶

1. 卸売物価指数の基準改定・企業物価指数への移行（2002年12月）
統計精度の向上（調査価格数の大幅積み増し、平均価格の導入、連鎖指数＜参考指数＞の導入）、生産者段階での価格調査の割合上昇を受けた名称変更
2. 短観の見直し（2004年4月）
業種分類の見直し・調査対象業種の拡充、業種の新設、集計規模区分基準の変更（常用雇用者数 資本金）、調査項目の改廃
3. 国際収支関連統計の見直し（2005年1月計数の公表時）
公表頻度の引き上げと早期化、直接投資・証券投資に関する公表項目の拡充等、関連統計の整理・統合および計上方法の変更
4. マネーストック統計の見直し（2008年6月）
郵政民営化や金融商品の多様化を踏まえた指標体系の見直しや通貨保有主体の一部変更、名称変更（マネーサプライ マネーストック）
5. 上記のほか新たな金融経済統計の公表開始
 - (1) 日本銀行の対政府取引（2004年5月）
 - (2) オペレーション（毎営業日）（2004年5月）
6. ホームページにおける時系列統計データの提供方法見直し（2008年12月）
時系列統計データ検索サイトの運用開始
7. 統計書の見直し
 - (1) 金融経済統計月報の見直し（2005年7月）、日本銀行統計の創刊（2005年8月）、同内容見直しおよび季報 年報化（2009年4月予定）
 - (2) 物価指数季報の内容見直しおよび月報 季報化（2008年3月）
 - (3) 国際収支統計月報の内容見直しおよび月報 季報化（2007年7月）

¹⁶ 「金融経済統計のさらなる改善に向けて - 日本銀行の基本的考え方と最近の取組み - 」
（2002年8月）以降の取組みを列挙。内訳業態や内訳項目の追加公表などを含まない。

最近数年間における日本銀行の統計の廃止案件（主な事例）¹⁷

- 1．投資一任業者契約状況（2002年第2四半期＜データ終期、以下同様＞）
- 2．都道府県別貸出先別貸出金（2003年3月）
- 3．民間金融機関海外店における本邦居住者預金（2003年12月）
- 4．マネーサプライ(M2+CD)増減と信用面の対応（2003年12月）
- 5．証券金融会社の主要資産・負債等（2003年12月）
- 6．主要短観（2003年12月）
- 7．公社債応募者利回りおよび発行条件（2004年1月）
- 8．国債窓口販売額・販売率（2004年1月）
- 9．全国銀行の決算状況（2003年度上期）
- 10．ジャパンプレミアム（2004年12月）
- 11．新しい日本銀行券の支払状況（2007年3月）
- 12．準備預金積立て状況等（2007年8月）
- 13．上記のほか、次のような見直し等も実施しています。
 - (1) 郵便貯金金利の日本銀行ホームページでの更新中止（2003年3月）
 - (2) 為替情報テレホンサービス（2006年12月29日）の中止
 - (3) 外国為替相場（ベンダー情報）（2006年12月29日）の中止
 - (4) 集計レポレート（2007年10月31日）の作成を中止し、精度を高めたうえで新たに東京レポレートとして公表
 - (5) 貸出債権市場取引動向（2008年1～3月期）の作成を全国銀行協会に移管
 - (6) <<予定>>国内コマーシャルペーパー発行平均金利の作成を証券保管振替機構に移管し、同時に統計の内容を拡充（2009年秋を目途）

¹⁷ 「金融経済統計のさらなる改善に向けて - 日本銀行の基本的考え方と最近の取組み - 」
（2002年8月）以降の取組みを列挙。内訳業態や内訳項目の集計中止などは含まない。

【参考文献】

< 本文関連（公表時期順） >

日本銀行調査統計局[1999]「調査統計局における統計整備に対する基本的な考え方とこれまでの取り組み」1999年7月28日

日本銀行[2002]「金融経済統計のさらなる改善に向けて 日本銀行の基本的考え方と最近の取り組み」2002年8月8日

日本銀行[2003]「統計点検の結果について」2003年10月28日

日本銀行調査統計局[2007]「2005年基準企業物価指数におけるヘドニック法の適用」2007年12月4日

日本銀行調査統計局[2008a]「『マネーサプライ統計』の見直しに関する最終方針 2007年6月に公表した見直し案に対するご意見とそれへの回答」2008年1月30日

日本銀行調査統計局[2008b]「2005年基準企業向けサービス価格指数の見直し方針へのご意見のお願い サービス物価の捕捉の現状と課題について」2008年7月10日

< 別紙2関連（別紙2の掲載順） >

日本銀行調査統計局「卸売物価指数の基準改定（2000年基準企業物価指数<CGPI>への移行）の結果」2002年12月9日

日本銀行調査統計局「短観の見直しについて」2004年1月28日

財務省・日本銀行「『国際収支関連統計の見直し』に関するお知らせ」2004年9月29日

日本銀行調査統計局「『マネーサプライ統計』の見直しに関する最終方針 2007年6月に公表した見直し案に対するご意見とそれへの回答」2008年1月30日

日本銀行企画室「『日本銀行の対政府取引』の公表開始について」2004年5月12日

日本銀行金融市場局「オペレーション（毎営業日）および無担保コールO/N物レート（毎営業日）に関する情報のホームページ掲載開始について」2004年5月6日

日本銀行調査統計局「時系列統計データ検索サイトの運用開始」2008年12月22日

日本銀行調査統計局「『金融経済統計月報』の見直しについて」2005年6月20日

日本銀行調査統計局「『日本銀行統計』に関するお知らせ」2008年11月14日

日本銀行調査統計局「『物価指数季報』の創刊について」2008年3月5日

日本銀行国際局「『国際収支統計月報』の見直しと『国際収支統計季報』の発刊時期について」2007年3月12日

<別紙3関連（別紙3の掲載順）>

日本銀行「投資一任業者契約状況」のデータ更新取り止めについて」2002年12月20日

日本銀行調査統計局「預金・貸出統計等の一部変更に関する最終案」2003年12月24日

日本銀行「日本銀行作成統計の見直しに関する最終方針」2004年2月12日

日本銀行「『証券金融会社の主要資産・負債等』のデータ更新取り止めについて」2004年2月2日

日本銀行調査統計局「短観の見直しについて」2004年1月28日

日本銀行考査局「『全国銀行の決算状況』の作成・公表取り止めについて」2004年3月30日

日本銀行「『ジャパンプレミアム』のデータ更新取り止めについて」2005年1月5日

日本銀行発券局「『新しい日本銀行券の支払状況』の公表取り止めについて」2007年1月30日

日本銀行金融市場局「『日銀当座預金増減要因と金融調節』の形式の変更等に関するお知らせ」2007年9月21日

日本銀行「『郵便貯金金利』のデータ更新取り止めについて」2003年5月2日

日本銀行金融市場局「為替情報テレホンサービスの廃止等について」2006年9月11日

日本銀行「新たなレポ指標レートの作成・公表について」2007年6月12日

日本銀行金融市場局「『貸出債権市場取引動向』の全国銀行協会への移管について」2008年1月15日

日本銀行金融市場局「CP 平均発行レート統計の拡充に関する証券保管振替機構との合意について」2009年1月26日